令和元年第7回都市経済常任委員会会議録

- 1. 日 時 令和元年9月18日(水)
- 2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
- 3. 議 題 (1) 議案第4号 白井市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する ことに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 - (2) 議案第7号 白井市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
 - (3) 議案第10号 白井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
 - (4) 議案第11号 平成31年度白井市一般会計補正予算(第6号)のうち都市経済常任委員会が所掌する科目について
 - (5) 議案第15号 平成31年度白井市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
 - (6) 議案第16号 平成31年度白井市水道事業会計補正予算(第2号)について (7) 閉会中の継続調査について
- 4. 出席委員 植 村 博 委 員 長·影 山 廣 輔 副 委 員 長 小田川 敦 子 委 員·伊 藤 仁 委 員 平 田 新 子 委 員·秋 谷 公 臣 委 員 石 川 史 郎 委 員
- 5. 欠席委員 なし
- 6. 説明のための出席者

執行部

市 長 笠 井 喜久雄 市民環境経済部長 川上利一 都市建設部長 髙 石 和 明 市民活動支援課長 畄 田 光一 市民課長 田 順子 篠 都市計画課長 智 東 Ш 道路課長 竹 田 忠 夫 環境課長 金井 正 上水道課長 青 木 元 晴

7. 会議の経過 別紙のとおり

 8.議会事務局
 議会事務局長
 石 井 治 夫

 主 査 萩 原 靖 殖

 主任主事
 石 井 和 子

委員長の挨拶

〇石井治夫議会事務局長 定刻となりました。会議に先立ちまして、植村委員長より御挨拶をお願いいたします。

○植村 博委員長 皆さん、おはようございます。早朝より御苦労さまであります。もう既に台風が 過ぎ去って10日もたつというのに、なかなかまだライフラインが復旧しておりません。この同じ千葉 県に住む私たちと同じ市民が非常に大変な状況が続いております。私たちが所掌するこの委員会、こ れはライフラインに大きく関係している委員会であります。きょうの委員会を通して建設的な論議が できるといいなと思っております。お世話になりますが、どうかよろしくお願いいたします。

〇石井治夫議会事務局長 続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日の都市経済常任委員会では、議案第4号、議 案第7号、議案第10号、議案第11号のうち都市経済常任委員会が所掌する科目、議案第15号及び議案 第16号の5議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様方には、深い御理解と慎重 なる審議を賜りますようお願い申し上げて挨拶にかえさせていただきます。どうかよろしくお願いい たします。

〇石井治夫議会事務局長 ありがとうございました。笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

〔市長退席〕

〇石井治夫議会事務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては植村委員長にお願い いたします。

会 議 の 経 過 開会 午前10時00分

〇植村 博委員長 改めまして、おはようございます。皆さん、本日は議案6件について審査を行います。迅速かつ慎重なる審査をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、都市経済常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

これから日程に入ります。

- (1) 議案第4号 白井市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例 の整備に関する条例の制定について
- **○植村 博委員長** 日程第1、議案第4号 白井市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用 することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けております。これより質疑を行います。質疑ございますでしょうか。

では、秋谷委員。

- ○秋谷公臣委員 令和2年4月1日から地方公営企業に移行するということですが、県内には既に移行している市町村があれば、その状況について伺いたいのですけれども、よろしくお願いします。
- 〇植村 博委員長 青木上水道課長。
- **○青木元晴上水道課長** 県内の現在の状況についてお答えさせていただきます。下水道事業を持つ県内33市町村のうち、既に地方公営企業に移行しているのは14市1町、計15団体になってございます。 残り18団体、15市2町1村がこれから地方公営企業に移行する形と聞いております。以上です。
- 〇植村 博委員長 秋谷委員。
- ○秋谷公臣委員 次ページになりますけれども、白井市水道事業、下水道事業の設置に関する条例があるのですけれども、そこで第2条のところ、次のページになりますが、法の全部を適用ということでうたっていますけれども、この下水道事業の法の規制の全部を適用するという、これについてもほかの市町村はどのような、全部適用する、この内容について市町村はどのような対応をとられているかちょっと伺います。
- **〇植村 博委員長** 青木上水道課長。
- **○青木元晴上水道課長** それでは、適用の状況について御回答させていただきます。既に地方公営企業に移行している15団体のうち、全部適用となっているのは6市ございます。銚子市、佐倉市、習志野市、流山市、八千代市、四街道市でございます。これから適用する市町村で全部適用を予定している市町村は4市あるというふうに聞いております。旭市、印西市、大網白里市、白井市となっております。以上です。
- **〇植村 博委員長** 秋谷委員。
- ○秋谷公臣委員 全部の団体からすると、全部適用を予定している市の少ないような、今、頭の中には、6市ということで聞いたのですけれども、その全部適用するメリットというか、ここが全部適用すると違うんだよなというところがあればお教えいただけますか。
- 〇植村 博委員長 青木上水道課長。
- ○青木元晴上水道課長 白井市の場合、既に地方公営企業として水道事業を行っているところです。 今現在、上下水道課と1つの課で事業をやっています。水道事業はもともと地方公営企業法上は、全 部適用を事業として位置づけられていることから、水道については全部適用とさせていただいており

ます。上下水道課ですので、水道事業と同じ全部適用することによって、もともと水道で持っている ノウハウや条例、施設などの活用が可能になることから、効率的な事業経営ができるということで考 えてございます。以上です。

○植村 博委員長 よろしいですか。

それでは、石川委員、先ほどありました。

- **〇石川史郎委員** 秋谷委員と質問内容が同じですので。ありがとうございます。
- ○植村 博委員長 そのほかには。

小田川委員。

- **〇小田川敦子委員** 新旧対照表の4ページになります。第4条関係の第2条、給与の種類及び基準についてのところなのですけれども、新旧見比べたところ、短期間勤務の職を占める職員というのが外れていることと、あと企業職員であっても常時勤務を要する者というところが外れています。何か働き方に変化があるのか、その辺どうなのでしょうか。説明をお願いします。
- 〇植村 博委員長 青木上水道課長。
- **〇青木元晴上水道課長** 特に変化はございません。
- ○植村 博委員長 よろしいですか。

小田川委員。

- **〇小田川敦子委員** 変化がないということは特に外さなくてもよかったのではないかなという気もするのですが、あえて外したという理由は何かあるのでしょうか。
- **〇植村 博委員長** 青木上水道課長。
- ○青木元晴上水道課長 確認してからお答えさせていただきます。
- **〇植村 博委員長** 小田川委員、そういうことだったので後ほどということでよろしいでしょうか。
- 〇小田川敦子委員 よろしくお願いします。
- ○植村 博委員長 それでは、平田委員。
- **〇平田新子委員** 公共下水道設置条例を廃止して、来年4月1日から公営企業会計となるということ について、これは単なる市役所内の変化で済むのか、市民生活に何か影響を及ぼすことがあるのか、 その辺をお伺いいたします。
- **〇植村 博委員長** 青木上水道課長。
- ○青木元晴上水道課長 公営企業になることによって今後ということでお答えさせていただきます。 水道や下水道などの住民生活に必要なサービスを将来にわたり安定的に供給していくために、損益計算書や貸借対照表などを通じて、みずからの経営や資産の状況を正確に把握することによって、一層の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことになってございます。ただ、企業会計に変えるということで、見える化してくることによって、今後また水道と同じく料金改定の検討をしていかなければいけないというふうに考えてございます。以上です。

- 〇植村 博委員長 平田委員。
- **〇平田新子委員** かいつまんで言うと、独立採算制により厳しい形で近づいていき、なおかつ市民に とっては見える化されるという判断でよろしいですか。
- 〇植村 博委員長 青木上水道課長。
- **〇青木元晴上水道課長** 委員の御指摘のとおりです。
- ○植村 博委員長 よろしいですか。

そのほかにはございませんか。よろしいでしょうか。

質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

[「委員長、今の回答」「回答が返ってきてないよ」と言う者あり]

- **〇植村 博委員長** わかりましたでしょうか、課長。
- **〇青木元晴上水道課長** 委員長、もうちょっとお時間いただけますでしょうか。

[「暫時休憩にしよう」と言う者あり]

○植村 博委員長 では、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時11分 再開 午前10時15分

○植村 博委員長 それでは、再開いたします。

青木上水道課長。

- **〇青木元晴上水道課長** 大変失礼いたしました。今回の条例につきましては、一般職員の給与条例に 関する条例の例によるということで、全てこちらの例によってやるということでこのような形になっ ているところでございます。
- ○植村 博委員長 小田川委員、いかがでしょうか。

小田川委員。

- **〇小田川敦子委員** そうすると、一般職の給与に関しては新しくこのように改定しますということで、 短時間勤務の人を入れないというか、人員配置しないということとは別だというふうな理解でよろし いでしょうか。
- **〇青木元晴上水道課長** 委員の御指摘のとおりです。
- 〇小田川敦子委員 わかりました。
- **〇植村 博委員長** よろしいですか。
- 〇小田川敦子委員 はい。
- **〇植村 博委員長** それでは、ありがとうございました。

それでは、質疑はほかにございませんでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○植村 博委員長 それでは、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いますが、賛否を表明した後に理由を述べてください。

反対討論の方ございますか。

[「ありません」と言う者あり]

〇植村 博委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第4号は、原案のとおり決定することに 賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

- **○植村 博委員長** 起立全員。したがって、当常任委員会に付託された議案第4号は原案のとおり可決されました。
 - (2) 議案第7号 白井市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- **○植村 博委員長** 日程第 2、議案第 7 号 白井市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを 議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

平田委員。

- **〇平田新子委員** 旧氏、いわゆる旧姓を表記するということだと思うのですけれども、最近は結婚の時期が遅くなってそれまでにキャリアを積んだ人が名前が変わるとやっぱり仕事がしづらいとか、あるいは家族に被害が及ばぬようにということで旧姓のまま仕事をする人がふえているというようなことでなったのかなと思うのですけれども、白井市について、このような改定をしてほしいといった御要望や改正することに御意見の状況はいかがだったのでしょうか。
- 〇植村 博委員長 篠田市民課長。
- **〇篠田順子市民課長** お答えします。特に白井市においてそういったお話を伺っているところはないのですけれども、この法の改正につきましては、今、社会において旧姓を使用しながら活動している女性がふえている中で、旧姓を使用しやすくするという目的で改正をしているものです。
- **〇植村 博委員長** 平田委員。
- ○平田新子委員 それから、第10条、いわゆるカードが汚れてしまったりした場合にということで、

これは市民の利便性を向上ということで改定されるようなのですけれども、今までがどういうふうに やっていて、どう変わるから便利になるのかを説明いただきたいと思います。

- 〇植村 博委員長 篠田市民課長。
- ○篠田順子市民課長 お答えします。まず、今回の印鑑登録、印鑑条例の改正について4点改正をするのですけれども、まずは今言われました旧姓の併記、それに伴って、まずは性の多様性の配慮というところで男女、性別の記載を廃止する。それから、あわせて印鑑登録制度の実情に合わせて、印鑑登録証を持参するのを忘れた場合、官公署が発行する顔写真入りの証明を持参している場合に限っては印鑑登録証の添付を省略することができる。ここは市民の利便性の向上を図るものとして改正をするものです。それから、あとは条例の整理として、今まで再交付というような規定もありましたが、今現状では昭和58年からプラスチックのカードが登録証になっておりますので、汚れたり破損したりといったときに変えるときには番号が連番で変わってきますので、そういったところで引換交付というような表記に変えて、条例のほうを整理しました。以上です。
- ○平田新子委員 ありがとうございました。
- **○植村 博委員長** ほかにはございませんか。

 小田川委員。
- **〇小田川敦子委員** 印鑑証明書なのですけれども、やっぱりこれはその人の財産を守るとても重要な書類として提出するときに使われるものだと思うのです。なので、今までも印鑑カードを使って慎重に、そういう間違いがないように確実に本人に渡るように慎重を期して発行していたと思うのですけれども、今回の利便性を図るという部分が本当に大丈夫なのかという不安があるので、その辺どういうふうにきちんと確認をするのかとか、そういった窓口対応の部分の配慮点、改正に当たってどのようになるのか説明をお願いします。
- **〇植村 博委員長** 篠田市民課長。
- ○篠田順子市民課長 委員のおっしゃるとおりで、印鑑証明書は公正証書の作成とか不動産登記など、 重要な取引で必要な書類になります。全国的にも条例の規定、多くの自治体が当市と同様な状況で、 条例改正は近隣の市の動向を踏まえて慎重に対応するというふうにこれまでしてきたのですけれども、 県内では千葉市、それから、柏市が改正を行っておりまして、今回、旧姓の併記に合わせて、今回の 議会で、成田市と印西市も改正するということで当市についても検討をすることとなりました。

今回、改正によって、自宅に印鑑登録証を忘れてきた場合でも官公署の発行する顔写真つきの本人確認書類でしっかり確認をするということで安全性が保たれるために、市民の利便性の向上を考えて改正をすることとしました。以上です。

- ○植村 博委員長 よろしいですか。
- 〇小田川敦子委員 続けて。
- 〇植村 博委員長 では、小田川委員。

〇小田川敦子委員 わかりました。近隣の状況も、白井市は割と先駆けてという部分に入るのかなというふうに受けとめました。

官公署発行の顔写真つきの証明書というのが、どういうものがあるのか御紹介いただけますか。

- 〇植村 博委員長 篠田市民課長。
- ○篠田順子市民課長 運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなどが挙げられます。以上です。
- ○植村 博委員長 よろしいですか。

では、ほかにはございませんか。

ないようなので、小田川委員、どうぞ。

- **〇小田川敦子委員** ありがとうございます。では、違う質問になるのですけれども、印鑑登録証に今度から旧姓が併記されるようになりますということなのですが、その改正前に名字が変わって旧姓がある、私なんかみたいな立場の人は、どのようにしたら印鑑登録証に併記ができるようになるのか。また、そういったことの周知を今後どのようにやっていくのかについて説明をお願いします。
- 〇植村 博委員長 篠田市民課長。
- **〇篠田順子市民課長** 旧姓併記するための手続ということですが、まずは旧姓が記載された戸籍の謄本を御準備いただいて、住所地の市町村に請求をするというような形になります。周知については、これから市の広報誌、それからホームページ、あと国からポスター等が配付される予定になっておりますので、公民館、役所、そういったところに掲示をしていきたいと考えております。
- 〇植村 博委員長 小田川委員。
- ○小田川敦子委員 関連してなのですけれども、旧姓併記の部分なのですが、住民票とかマイナンバーのほうは先駆けて旧姓併記ができるように、同時だったかな、ちょっとごめんなさい。そのあたりを調べてみたら、印鑑登録証、それから住民票、マイナンバーがそろって旧姓併記をしていかないと、契約とか手続自体がスムーズにいかない。だから、一つだけではなく全体的に自己申告化する、必要だったらやっていかなくてはいけないという周知もあわせて必要かと思うのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。
- 〇植村 博委員長 篠田市民課長。
- **〇篠田順子市民課長** この11月5日から施行され、請求があった場合に、住民票、マイナンバーカード、それから印鑑登録証に旧姓を希望される方について対応するような形になります。
- **〇小田川敦子委員** わかりました。大丈夫です。
- **〇植村 博委員長** そのほかにはございますか。

[「ありません」と言う者あり]

- **○植村 博委員長** ありませんか。わかりました。質疑はないものと認めます。
 - これで質疑を終わります。
 - これから討論を行いますが、賛否を表明した後に理由を述べてください。

反対討論の方ございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○植村 博委員長 賛成討論の方ございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○植村 博委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をいたします。当常任委員会に付託された議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○植村 博委員長 起立全員。したがって、当常任委員会に付託された議案第7号は原案のとおり可決されました。

- (3) 議案第10号 白井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- **○植村 博委員長** 日程第3、議案第10号 白井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けております。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

影山副委員長。

- **〇影山廣輔副委員長** これについて、まず、そもそも論からちょっとお尋ねしたいと思うのですけれども、なぜ今値上げなのか。裏を返せば、なぜ今までそういった値上げができなかったのか、あるいはあえてしてこなかったのか、その部分について確認をしたいと思います。
- 〇植村 博委員長 青木上水道課長。
- ○青木元晴上水道課長 今、委員の指摘のように、なぜ今なのか。消費税がここで10%に上がって、 来年4月から上がるということになれば、市民生活に対する大きな負担になるということは重々承知 しております。ただ、委員たちも御存じのように、今回の30年度の決算審査の中で、代表監査委員の ほうから経営状況が赤字、逆ざやだというお言葉を使われて、改善するように、ここはずっと言われ ております。市のほうの財政状況も昨年度の健全化の見直し等によって、繰入金の状態もなかなか出 しづらいというような状況になっていることから、昨年度、上下水道審議会のほうに諮問させていた だいて答申をいただいたところです。意図的に消費税が上がった後に4月から上げようとしているわ けではなくて、今までの上下水道課の水道部分の経営体質を改善するために料金値上げに踏み切った ところです。

今までなぜしてこなかったということについては、今までにも審議会等にかけて答申等をいただい ている状況もあるのですけれども、その中では市民生活に重大なる状況が発生するということで据え 置きということで来たというふうに聞いております。以上です。

- **〇植村 博委員長** 影山副委員長。
- ○影山廣輔副委員長 今お答えの最後のほうでありました、市民生活への重大な影響という言葉がありましたけれども、いわゆる白井市の中で、地域間の不公平感とか、そういった部分についてはどういった議論がありましたか。
- 〇植村 博委員長 青木上水道課長。
- **○青木元晴上水道課長** 6月の一般質問で平田議員から資料提供をしていただいたり、いろいろ調べさせていただいたところ、地域間の格差というところでいけば、平成29年度の給水人口でいけば市営水道区域を使っていらっしゃる方が全体の31%、水道を使えない、井戸だけしか入っていない区域の方が13%、県営水道の方が56%というような状況になってございます。

今、委員の御指摘のように地域格差がかなり出ておりますので、県営水道を使っている方からすれば、何で私たちの税金の集めたものを市営水道区域の繰入金として入れるのだというような御意見もいただいておりますし、逆に井戸の方たちからすれば、私たちのところにも水道が欲しいのだというような意見も白井工業団地協議会のほうから要望が出ておりますので、そういうふうに聞いております。以上です。

○植村 博委員長 よろしいですか。

それでは、平田委員。

- **〇平田新子委員** 一般質問のときも、私は、市民に対しても説明がよく行き届いていてということを 申し上げたのですけれども、審議会の中で「一気に35%上げたらいいではないか」といった市民の方 のお声もありました。結果15%に落ちついた、その経緯と考え方を教えてください。
- 〇植村 博委員長 青木上水道課長。
- **○青木元晴上水道課長** 当初審議会の中での経緯という形でお話をさせていただきますと、35%まで上げないと経営状況は安定しないということで、35%案ということで提出させていただきました。その中で、委員の意見としては10%がいいのではないか、15%がいいのではないか、一気に35%まで上げたほうがいいのではないかという意見の中で15%に落ちついたと、委員会の資料を見ると読み解けるというふうに考えております。以上です。
- **〇植村 博委員長** 平田委員。
- ○平田新子委員 市民のいろいろな御意見を受けて、結果15%ということですね。市民参加条例には、市の経営に関するものは必ずしも市民の意見を伺わなくてもいいということがあります。例えば今まででいうと、公共施設の使用料とか粗大ごみ処理料金の見直しといったときに、議会の中で「市民に意見を求めなくてよかったのか」と声があったとき、当時の笠井総務部長が「それは必要ありません」と明言されました。けれども、今回、市民参加推進委員会に挙げられて、この水道料金は経営に関することで、市が独自に決めても問題ないというものなのに、委員会では背景がわからないままの御意

見などもあって、ある意味、私は横で聞いていて不本意でした。すごく丁寧に推し進められていると思うのに、そういうふうな答弁にはなっていなかったところにも、すごく違和感を感じたのです。確認いたしますが、これは必ずしも市民の意見を求めるべきものだったのか、求めなくても、経営ということで市が独自に決めてよかったことなのか、いかがでしょうか。

〇植村 博委員長 青木上水道課長。

○青木元晴上水道課長 市民参加条例の関連についてお答えさせていただきます。今、委員御指摘のとおり、市民参加条例第6条第第2項の中では、金銭徴収に関する条例を改正するときは市民参加を行わないことができるとされております。できるので必ず参加させなくていいというふうには考えておりません。ただ、今回答申をいただきました委員の中には、メンバー的に学識経験者5名、受益者2名、市民3名から成る上下水道審議会の中で審議をしていただきました。その中には、市内在住の方が7名いらっしゃって、そのうちまた3名の方については市民公募で審議をしていただきました。先ほど来質問が出ているように、地域格差があったり、全然水道が使えていない方たちもいらっしゃる中で、市民の方々の多様な意見を聞きたいところではあるのですけれども、そういう意見を聞いていると正直委員会がまとまらなかったのではないのかというふうに私は考えております。ただ、ないがしろにしていいということではなくて、そういう審議会の中のメンバー、今お話をさせていただいたような意見も踏まえて、15%がいいのか、35%なのか、10%なのか、いろいろな意見を踏まえて決定させていただいたと考えております。以上です。

- **〇平田新子委員** ありがとうございます。
- **〇植村 博委員長** それでは、秋谷委員。
- **〇秋谷公臣委員** 今までのお二方の意見を踏まえてなのですけれども、これは生活に密着した水道事業なので「広報しろい」だとか、ホームページだとか、いろいろなところで利用者に説明されると思うのですけれども、そのほかに利用者の皆さんにダイレクトに周知したほうがいいと思うのですが、そういった工夫とか、そういうことを何か考えていらっしゃるのか伺います。
- 〇植村 博委員長 青木上水道課長。
- ○青木元晴上水道課長 今回の委員会等に先立ちまして、7月6日に市民向けの説明会を開催させていただきましたが、参加していただける人数が非常に少なかった状況です。それにつきましては、そのときにお配りした資料等をホームページ上に掲載してございます。ただ、今、委員の御指摘のとおり、ただホームページに載せた、広報に載せただけではなかなか周知ができないというふうに考えてございますので、今後につきましては、水道の検針については奇数月に検針させていただいておりますので、この後、検針票だとか請求書を直接お客様に届ける機会がございますので、そういうときに領収書だとか検針票とかにそういう印字をして、工夫を凝らして料金を改定するということのお知らせを直接していきたいと考えております。以上です。

〇植村 博委員長 秋谷委員。

○秋谷公臣委員 今回の条例の改正なのですけれども、水道事業の経営の健全化を図るための値上げだと思いますけれども、ほかに健全化に向けて、例えばこういう経営努力をしているのだということがあればお聞かせ願いたいと思います。

〇植村 博委員長 青木上水道課長。

○青木元晴上水道課長 今までも金融機関による預貯金の運用等をしていたのですけれども、平成27年度から平成31年度につきましては、白井配水場関連の支出が非常に多くあったために資金運用を行っておりませんでした。今後、令和2年度からは債券の運用や金融機関による預貯金の運用について検討して資金運用を図っていく予定でいますので、そういうことで経営の健全化に努めたいと考えております。以上です。

〇植村 博委員長 秋谷委員。

〇秋谷公臣委員 今回の料金改定でいろいろな条件、利用者が節水の努力をしたり、いろいろな条件 が加わると思いますけれども、今後の収支の見通しについて、もしあればお聞かせ願います。

〇植村 博委員長 青木上水道課長。

○青木元晴上水道課長 収支の見込みというよりは、今回の改定によって水道料金の増加額の見込みということでお答えさせていただきます。令和2年度については経過措置をとらせていただいておりますので、令和2年7月1日以降に検針にかかわる調定分から適用するためということで附則をつけてございますが、1 調定分の収入が減ることになりますので約4,300万円の料金収入の増加を見込んでございます。令和3年度以降につきましては、約5,300万円の見込みというふうに考えてございます。ただ、今、委員の御指摘のように、あくまでも見込み値でありますので、料金を値上げたことによって利用者の節水意識が積極的になった場合はちょっとこの見込みを下回ることも考えられます。以上です。

〇植村 博委員長 よろしいですか。

それでは、石川委員。

〇石川史郎委員 健全化を阻む最大の要因として、逆ざや問題というのがあるのかなと思っていまして、いわゆる給水原価と供給単価の差なのですが、これについてお聞かせください。

〇植村 博委員長 青木上水道課長。

○青木元晴上水道課長 逆ざやの問題につきましては、毎年監査委員からも御指摘いただくように、 水道事業の創設以来ずっと逆ざやで来ています。それから、今回15%の値上げをしたことによっても、 この逆ざやが解消できない状況となっております。ちなみに、平成30年度の供給単価と給水原価につ きましては、供給単価につきましては前年度とほぼ同額の約202円、それから、給水原価については270 円となってございます。それから、平成29年度につきましては供給単価が202.2円、給水原価が269.6 円となってございます。その差額が約67円となってございます。以上です。

〇植村 博委員長 石川委員。

- **〇石川史郎委員** 白井市の状況は今わかりましたけれども、参考までに、例えば印西市と柏市の逆ざ や問題について、もしわかれば教えてください。
- 〇植村 博委員長 青木上水道課長。
- **○青木元晴上水道課長** 印西市の平成29年度のデータでしたら持っております。それから、柏市のデータも持っていますが、平成29年度ということでお答えをさせていただきます。印西市の供給単価につきましては251.4円、給水原価につきましては315.7円、柏市につきましては、供給単価が184.9円、給水原価が149.9円となってございます。以上です。
- **〇植村 博委員長** 石川委員。
- **〇石川史郎委員** 柏市は逆に、供給単価と給水原価を比べますと、供給単価のほうが高くなっていて、 白井市と逆になっています。その原因は何かおわかりになりますでしょうか。
- 〇植村 博委員長 青木上水道課長。
- ○青木元晴上水道課長 柏市の状況につきましては、私ども白井市につきましては印旛郡市広域市町村圏事務組合という、通称印広水と言っているところから非常に高価な水を買って安く売っていると、そういう関係で逆ざやになっている。印西市につきましても同じところから買ってございますので、うちと似たような状況になっている。うちの給水人口が1万9,528人になっておりまして、印西市の給水人口は1万7,868人ですので、印西市も県営水道区域のほうが広くなってございますので非常に供給母体が小さい状況になってございますので、うちと同様に逆ざやが発生している。柏市の場合は、水の供給源が違ってございまして、北千葉広域水道企業団というところから水を購入してございまして、そこの供給単価を比べてみると、北千葉広域水道企業団は供給単価が73.46円、給水原価が57.45円、それに対しまして印旛広域水道については、供給単価が174.24円、給水原価が140.11円となってございますので、柏市のほうは安い水を買って市民にお配りしている状況になってございますので、収支として差額が、先ほどの数字的に言えば平成29年度で35円黒字になっている状況でございます。それから、地域的なことがございまして、柏市はかなり広いエリアで、まとまった形で水道を供給してございますので、安く買って安く販売ができるというような状況だというふうに考えてございます。以上です。
- **〇石川史郎委員** わかりました。ありがとうございました。
- ○植村 博委員長 それでは、ほかに。

影山副委員長、どうぞ。

- ○影山廣輔副委員長 白井市内の地域ごとで差が生まれるのは、結局は県水と市水、この二重構造になっていることがそもそもの原因なわけですが、こちらはニュースとかで県水一本化とか、そういった話が時々上がってはくるのですが、上がっては消え、上がっては消えしている状況です。その辺の状況について、現状どうなっているのか、ちょっと解説願いたいと思います。
- 〇植村 博委員長 青木上水道課長。

○青木元晴上水道課長 県内の統合広域化の現状についてということでお答えをさせていただきます。 過去から千葉県のほうは九十九里地域、南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道統合の考え方と か、県内水道の統合、広域化の進め方という方針を出されて作業を進めているところでございますが、 なかなか進んでいないというのが現状でございます。それから、県内でお話をさせていただきますと、 統合に向けて勉強会に当たるような研究会のほうを、平成29年度から研究会の設置を検討させていた だいて、平成30年3月発足ということで研究会を設置させていただいているところでございます。以 上です。

- **〇植村 博委員長** 影山副委員長。
- **〇影山廣輔副委員長** 研究会を設置いただいて、そんなに月はたっていませんけれども、その中でど ういった議論といいますか、話し合いが行われているのか、その内容についてもしあれば。
- 〇植村 博委員長 青木上水道課長。
- **〇青木元晴上水道課長** これは他市のお話になるのですけれども、富里市の中でも議会の中で上下水道の広域化について一般質問が出ているというように聞いてございます。それから、先ほどの研究会の設置につきましては、今現状としては委託等を白井市が直接出すということではなくて、印旛郡市広域市町村圏事務組合のほうで委託をかけて、今、調査研究をして、関係する市町村が集まってお話し合いをさせていただいているところでございます。以上です。
- O植村 博委員長 よろしいですか。

小田川委員。

- **〇小田川敦子委員** それでは、まずこの料金改定、15%の値上げによる1世帯当たりにどれくらいの 負担がふえるのかという部分、その負担のシミュレーションの説明をお願いします。
- 〇植村 博委員長 青木上水道課長。
- **〇青木元晴上水道課長** 7月6日に利用者向けに説明会を開いた資料の数値ということでお答えをさせていただきます。一般家庭 4 人家族、口径20 ミリメートル、2 カ月間使用料55 立方メートル、この場合、現行の消費税 8 %の場合 1 万993円のものが、10月1日からの消費税の改定に伴いまして税込み 1 万1, 198円ということになります。増額は205円。これが15%の改定になることによって、税込み 1 万2, 946円という金額になりまして、総額、現行から大体2, 000円上がりますので、1 月に直して1, 000円ほどの負担増という形になってございます。以上です。
- **〇植村 博委員長** 小田川委員。
- ○小田川敦子委員 1月1,000円だと、1年間で1万2,000円という単純計算になりますけれども、今、 説明のあった7月6日に行われた利用者説明会の資料に沿った答弁でしたが、審議会の中の議事録で あるとか資料を見たりすると、最終的には35%の値上げが、健全な水道会計を継続していくためには 必要なお金をつくらなければいけない、そのために35%の値上げが必要だというふうな話も持ち上が る中で今回は15%の提案があった。最終的に35%というゴールが見えているのに、7月6日の説明会

でそのことが触れられていないというところ。そうすると、10年先に35%アップになった場合の最終的な負担は一体どれぐらいになっていくのだろうかという不安があるのですけれども、そのあたり市のほうはどんなふうにお考えですか。

〇植村 博委員長 青木上水道課長。

○青木元晴上水道課長 審議会のほうから答申をいただいた中の附帯意見として、大きく変化する社会情勢や水道事業の経営をよく踏まえた上で、おおむね5年ごとに適正な水道料金の検証により必要に応じて見直しを行うこと。それから、水道料金は市民生活に密接に関係していることから、料金改定の趣旨や内容をわかりやすく市民に周知することというふうに附帯意見を3つほどいただいております。この中で、急に料金を上げるのではなくて、段階を経て上げていくというような附帯意見だというふうに私はとってございますので、今回は15%に改定する旨の内容しか御説明をしてございません。

今後については、当然この附帯意見を踏まえて、国のほうは大体3年から5年ごとに料金改定を検討するように言っておりますので、それを踏まえて審議会等にお諮りしながら、どのぐらいの金額が妥当なのか、そのときの社会情勢等を踏まえて検証していきたいというふうに考えてございます。以上です。

〇植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 説明会の中の意見ということがホームページに載っていましたので見させていただきました。その中の意見で、もっと人が来ると思っていたけれども、こんなに少ないとは思わなかった、ほかの人は関心がないのかという御意見があったり、年金生活者にとっては影響は大きいと思うというような意見もありました。まさにそうだなと思います。この場では35%というゴールは見えていないのです。そして、審議会の議事録というか、審議の中に話は戻りますけれども、市の財政をおもんぱかって、いかに収入をふやすか、利用料をふやしていこうか、何%値上げをしていこうかというふうな方向性に話が流れていっているような印象を受けました。

段階的に上げていくにしても、年金生活者とか低所得者に対する負担をどう支援していくかということが審議会の中に全然出てこないのがすごく心配なのです。周知も不十分だし、ライフラインが値上がるということに対する危機感みたいな、責任感みたいなところもバランスがちょっと悪いような印象を受けたのですけれども、市はどのような印象というか、どういうふうにお考えになりますか。

〇植村 博委員長 青木上水道課長。

○青木元晴上水道課長 結果的に説明会に少人数しか集まっていただけなかったということはPR不足だったというふうに真摯に反省してございます。ただ、6月の一般質問でも平田議員にかなり突っ込んだ質問をしていただいておりますので、その一般質問の中でも7月には市民向けの説明会を開きますというようなお話をさせていただいてございます。それから、審議会からいただいている附帯意見の中にも、料金改定の趣旨や内容をわかりやすく市民に周知することという附帯意見をいただいて

ございますので、9月の議会に出す前ではありましたが、全員協議会の中で委員のほうにも料金改定 の説明はさせていただいておりますので、人数が集まらなかったということに対しては真摯に反省し ておりますが、周知の仕方が悪かったというふうには考えてございません。

それから、生活に密着している水道ということですので低所得者への配慮についてなのですけれど も、こちらについても、今現状、生活扶助を受給している方であったり、ひとり親家庭の方について は消費税相当分の減免を行っております。料金改定後も引き続き行っていきたいと考えてございます ので、その辺の配慮を考えてはございます。以上です。

〇植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 市民への周知という部分なのですけれども、これは国が示している住民とのコミュニケーションの事例という松江市の例なのです。これは料金の値上げに関しての周知という言い方ではなく、地域住民とのコミュニケーションを重視した合意形成に取り組んだというようなことでちょっと紹介というか、お話ししたいと思うのです。経営戦略プランを策定してから議会で議決を得るまでの間に2年間あります。これは市と一緒です。平成29年に市のほうも戦略プランを立てて、今、令和元年ですので、ほぼ同じぐらいの期間がたっています。その間に松江市が取り組んだことは、まず市内の企業団地での意見交換が7団地、アンケートを行っています。そして、地域の説明会は23カ所行っているのです。公開シンポジウムということで市民の多くの方に参加をしていただいて、その合間に10回近くの審議会の回数も重ねている。こういった努力を重ねた上で市民と合意形成を結び、議会に上程をして議決を得たというふうな流れになっています。

私は公共料金ということを考えると、たとえ1カ月の値上がりが500円分であっても、きちんと理解を得るための努力はやらなければいけないと思うのです。その辺のことを十分だったと言うのはちょっと違うのかなというふうに私は思ってしまうのですけれども、いかがでしょうか。

〇植村 博委員長 青木上水道課長。

〇青木元晴上水道課長 そもそも今まで委員たちにこの審議会の中で幾つか質問させていただいているとおり、私ども水道事業は、創設以来ずっと赤字状態で一般会計からの繰入金で賄っているような状況で、ここ数十年過ごしてきました。委員たちも御存じのように、その内容については監査委員から解消しなさい、解消しなさいと言われてきたところです。私ども水道会計は企業会計ですので、独立採算制が原則になっておりますので、ずっと赤字垂れ流しということはいかがなものかというように考えていますので、今回の料金改定に踏み切ったところです。

先ほども何で過去については料金改定をしてこなかったのかというお話もありますが、今までは一般会計からの繰入金で何とか経営ができていました。ただ、今後について非常に厳しい財政状況の中、水道も独立採算制を発揮しなければいけないというように考えております。それから、先ほどの企業会計の下水道の内容についても同じように、下水道も企業会計になっていきます。先の見通しはという御質問もありましたが、見える化することによって料金の値上げも視野に入れなければいけないと

いうふうに私は考えてございます。

松江市、ほかの市町村の例でそれだけやったというお話がありますが、各事業体によって水道の経営状態は違うと思います。私どものほうはすごく特殊な例で、県営水道と市営水道、それから井戸のところが混在している中で水道を経営しているような状況になってございますので、今まではニュータウン区域にお住まいの方たちと同じ料金体系でということで何とかやってきましたが、もうそうも言っていられない状況で、県営水道区域の方々からしてみれば、先ほどちょっと答弁しましたが、いやいや、私たちのところで集めた税金を水道会計に投入するのかという御意見を言っていただいている方もいらっしゃいますので、総合的に踏まえて、私の中では審議会に諮問をして3回の審議を経て、先ほど平田委員の質問にもあったように、本来はという言い方はおかしいですけれども、市民参加しなくても料金を決められるというようなところでも、いろいろなところで情報発信に努めたということでやってきたのかなというふうに判断してございます。以上です。

- ○植村 博委員長 それでは、秋谷委員。
- **〇秋谷公臣委員** 今回の水道料金の改定で、例えばこれからは水道の修繕費というか、いろいろな整備も多分出てくると思うのですけれども、今度は収入がふえる分で例えば修繕費を賄うとか、その辺の状況についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。
- 〇植村 博委員長 青木上水道課長。
- ○青木元晴上水道課長 今回の水道料金の改定につきましては経営健全化に向けたものですので、修繕費の確保のためではないという形で説明会でも説明させていただいたところです。今後、修繕費用については、耐用年数38年を迎えている管路がまだ発生してございませんので、今後、令和4年以降に更新計画等も立てなければいけないので、令和4年度に管路の更新計画を策定する予定でいます。その中で工事の指標や概算金額など、更新する管路の優先順位などを検討して費用を算出していきたいというように考えておりますので、今回の料金改定には修繕内容の費用は入ってございません。以上です。
- 〇植村 博委員長 秋谷委員。
- ○秋谷公臣委員 最後に1点ですけれども、これは小田川委員からも指摘があったのですが、生活に密着している水道ですので、低所得者に対する配慮というか、対策みたいなことを検討されていれば何か教えていただけませんか。
- 〇植村 博委員長 青木上水道課長。
- **〇青木元晴上水道課長** 低所得者への配慮ということでお答えさせていただきますと、現状、生活扶助を受けている方だとかひとり親家庭の方たちに、消費税相当分なのですけれども、減免をしておりますので、引き続きその内容はやっていきたいというふうに考えてございます。以上です。
- ○植村 博委員長 ほかにはございませんか。

では、小田川委員。

○小田川敦子委員 議案の新旧対照表の中から質問させていただきます。まず、給水申込納付金のところなのですけれども、2ページになります。新旧を見比べますと申込金が値下がっています。これは新設する場合の負担は安くなりますよという理解でいいのか。そして、75ミリメートル以上が100立方メートル以上のくくりになって、この部分が管理者が別に定める額というふうな表記になっているのです。ここは変更がないのです。なので、今回の利用者に広く負担を求めるという意味合いでの給水申込納付金の金額の決め方の根拠について説明をお願いします。

〇植村 博委員長 青木上水道課長。

○青木元晴上水道課長 今回、この表が変わっているのは、今まで消費税込みでやっていたのか、消費税抜きでやっていたとかいうことを、県営水道については、条例上、消費税を含まない形で条例ができていて、うちは消費税が入った形で表示していたので、各種委員会なり委員向けの勉強会等でお示しするときに非常にわかりづらかったので、今回、消費税抜きということで表示を変更させていただきました。ですので、こちらの別表2の給水申込納付金については金額の変更はしてございませんので、あくまでも現行の料金。それから、29条関係の別表2、3があるのは、給水申込納付金についても減免制度的に早く接続した方については、この安い金額でできますというような制度としておりますので2段書きになってございます。

それから、委員からちょっとお話があった75ミリメートルというところです。大口径のところについては、前回、平成18年4月1日に料金改定をさせていただいております。そのときは20.15%ということで平均改定率を変えているのですけれども、そのときには大量に使われる大口利用者について料金を多くいただくような料金改定をしてございます。今回については、多く使われる方について変更していないのは、昨今、病院とか飲食関係の会社が、他市町村の事例ですけれども、余りにも水道料金が多くかかるからということで水道から井戸に切りかえるという事例が非常に多く出ているので、前回値上げしているのは大口利用者だということで今回はそこには料金値上げをしないという形での、このような料金体系となってございます。以上です。

○植村 博委員長 よろしいでしょうか。

それでは、どうでしょうか。ほかには質疑ございませんか。 石川委員。

〇石川史郎委員 恐らく経営の健全化と低所得者への配慮のバランスのすり合わせがポイントかなと 思うのですけれども、1個だけ済みません。企業会計に移行することで減価償却の問題があるのです けれども、これの見通しをちょっとお伺いしたいなと最後に思っております。

〇植村 博委員長 青木上水道課長。

〇青木元晴上水道課長 うちの場合、上下水道課ということになるので、先ほど条例を出させていただきました下水道分については今まで減価償却を見込んでございませんので、今後は減価償却を見込むということになります。一つの例で言うと、仮に車を100万円で買ったと、減価償却で5年たったと

する。そうすると20万円ずつなっていくというような、減価償却というのは、そういうふうにある意味積み立てをするようなイメージで、5年後には100万円の車がまた買い戻せるというのが減価償却の考え方です。水道については、今も企業会計ですので、管路について、配水場について、減価償却というのを考えてございますので、それについて変わってくるということは特段考えてございません。以上です。

- **〇石川史郎委員** わかりました。
- **〇植村 博委員長** よろしいですか。

ちょっと長引いておりますけれども、このまま続けたいと思います。よろしいでしょうか。 そのほかに質疑。ないようでしたら終わりにしますけれども、ありますか。まだ質疑ございますか。 [「質疑はないですけれども」と言う者あり]

〇植村 博委員長 ないようであれば、今、質疑を求めているところなので、ないようでしたらこれ で質疑を終わります。

特に質疑がなかったようなので、いま一度確認させていただきます。質疑はございませんか。 [「ありません」と言う者あり]

○植村 博委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いますが、賛否を表明した後で理由を述べてください。

反対討論の方ございますか。影山副委員長。

〇影山廣輔副委員長 議案第10号、白井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について反対いたします。

市営水道の逆ざや構造による経営上のリスクや受益者負担の観点など、個々の問題は一応理解しています。しかし、今回の議案で取り上げられる内容は、老若男女問わず、貧富の差も関係なく、暮らしの中で欠かせざる水というものの扱いのありよう、その根本を問うものであります。古来より水をおさめることは政治の要諦とされてきました。文化的生活や産業を支える柱の一つであるのはもちろんのこと、そもそも清潔な水なくして、健康、そして生命体としての人間の存続が不可能であることを考えれば、まさに人間生活の基盤中の基盤であり、故にその配分においても不公平があってはならないと考えます。

これまで逆ざや構造などが長きにわたり指摘されつつも市営水道の料金が上げられなかった、あるいはあえて上げてこなかった理由もそこにあると思います。生命の根源たる水を行財政改革のターゲットとするのは、それこそ本当の最終手段ではないでしょうか。県営水道と市営水道と経営母体の違いはあるとはいえ、同じ白井市の住民でありながら、お住まいの地区が違うだけで料金負担に差異を生じさせる事態は、ある種社会的不正義とも言えます。

また、今回の提案、市営水道15%値上げによる影響を受ける冨士地区を中心としたエリアは少しず

つ改善が進んでいるとはいえ、安全・安心の道路環境がまだまだ未整備であったり、最近では循環バス運行改悪により、健康、生命の安全を担保する医療機関へのアクセスにも支障が出ていると地域住民から悲痛な叫びが上がっている場所でもあります。バスは切り捨て、水道値上げ、富士の暮らしは無事ならず、市の財政のしわ寄せを特定地域に押しつける、弱い立場の人間に押しつける、議論と合意の足りないまま押しつける、これが政治であるというならば私はこれを否定するほかありません。

最後に、水道料金の問題の根本解決に向け、一時しのぎの値上げではなく、県営水道との経営一本 化に向けたさらなる交渉努力を要望し、反対討論を終えます。以上です。

○植村 博委員長 賛成討論の方ございますか。

平田委員。

○平田新子委員 賛成の立場で討論させていただきます。

長年、市の課題とされておりました逆ざやの解消にやっと着手できたということをまず評価いたします。その上で、県水や井戸水の方の税金が補塡されて、今までこの水道料金を維持してきたということでありますと、大きな意味での受益者負担という点では解消に向かっていると判断しております。また、徹底的に解消するのは35%の値上げが必要でしたけれども、市民生活へ配慮し、また、市民生活に影響があることで市民にできるだけわかりやすい資料を提供し、説明会なども開きながらという市民への配慮も丁寧に行われたと評価しております。

以上で、私は今後の長期持続できる市の水道事業として、この改定は必要なものだったと判断し、 賛成いたします。

〇植村 博委員長 そのほかに討論ございますか。

小田川委員。

〇小田川敦子委員 賛成の立場で討論しますが、討論は本会議で行いたいと思います。この場では賛成の表明だけさせていただきます。以上です。

[「そんなのありなの」と言う者あり]

- 〇小田川敦子委員 やっていましたよ、今まで。
- ○植村 博委員長 立場だけを表明した。
- **〇小田川敦子委員** 賛成だけはするけれども、討論は本会議でやりますと言って賛成の立場。ありましたよ。
- ○植村 博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分 再開 午前11時16分

○植村 博委員長 それでは、再開いたします。

小田川委員。

〇小田川敦子委員 今、事務局のほうに確認をしました。討論においては挙手をして発言することは この場での討論というふうにカウントされるということですので、先ほど私が行った発言は取り下げ て、本会議で改めて討論します。なので、さっきの発言は取り下げます。

○植村 博委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時17分 再開 午前11時18分

○植村 博委員長 それでは、再開いたします。

小田川委員。

- **〇小田川敦子委員** 今の発言を取り下げさせていただきます。
- **〇植村 博委員長** ということになると、この場での討論はなかったということにするということですね。
- 〇小田川敦子委員 はい。
- ○植村 博委員長 ほかに討論の方ございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○植村 博委員長 ありませんか。では、討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇植村 博委員長 起立多数。したがって、当常任委員会に付託された議案第10号は原案のとおり可 決されました。

ここで休憩します。再開は11時25分とさせていただきます。

休憩 午前11時19分 再開 午前11時25分

- ○植村 博委員長 それでは、再開いたします。
 - (4) 議案第11号 平成31年度白井市一般会計補正予算(第6号)のうち都市経済常任委員会が所掌 する科目について

〇植村 博委員長 日程第4、議案第11号 平成31年度白井市一般会計補正予算(第6号)のうち都市経済常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。なお、本 会議での質疑と重複した質疑及び資料に対する質疑は行わないようお願いいたします。

質疑については、歳出から順に一問一答形式でお願いいたします。

初めに、歳出について質疑を行います。

14ページ、2 款 3 項 1 目、ここの戸籍住民基本台帳費から始めたいと思います。質疑ございますか。 [「ありません」と言う者あり]

○植村 博委員長 よろしいですか。

続きまして、19ページの4款1項保健衛生費。19ページから20ページになっていると思います。 平田委員。

- **〇平田新子委員** 20ページの一番上です。環境衛生費ということで環境基本計画推進に要する経費、これは平成31年から令和2年にかけて策定していくというものですが、今年度どういうふうに使われて、どんな計画を策定していくのか、お願いします。
- **〇植村 博委員長** 金井環境課長。
- **〇金井 正環境課長** 今年度の予定につきましては、まず業者を委託した後、計画策定の基礎的な事項の検討や環境基礎調査、それとアンケート調査の実施と回収を予定しています。
- 〇植村 博委員長 平田委員。
- **〇平田新子委員** 委託内容は何となく環境に対する何をやっていくかとか、アンケート調査ということですけれども、委託先はわかりますか。
- 〇植村 博委員長 金井環境課長。
- **〇金井 正環境課長** 委託先につきましては、この予算が可決された後にプロポーザルを行って決定する予定でいます。
- 〇平田新子委員 ありがとうございます。
- ○植村 博委員長 よろしいですか。

そのほかには。小田川委員。

- ○小田川敦子委員 今のところです。12月議会に上程予定だったものを9月議会に前倒しをしたという説明がありました。その理由として挙げられたのが早期着手の必要性ということでしたけれども、その必要性の部分を具体的に御説明をお願いします。
- **〇植村 博委員長** 金井環境課長。
- **〇金井 正環境課長** 3カ月前倒しすることになるのですけれども、環境審議会の回数をふやすこととか、地区意見交換などの機会をふやせることで、より広く市民の意見を取り入れることができると考えています。以上です。

- 〇小田川敦子委員 わかりました。
- **〇植村 博委員長** よろしいですか。ほかには。 4 款 1 項保健衛生費です。ありませんか。20ページ の上段までにかけて。

それでは、同じく4款2項清掃費について。その下です。ありませんか。

[「ありません」と言う者あり]

○植村 博委員長 では、次に行きます。21ページを開いていただいて、5 款農林水産業費に行きたいと思います。ありませんか。

[「ありません」と言う者あり]

○植村 博委員長 では、次にその下になります。 6 款商工費、21ページの下のほうから次のページ の上にかけてございます。商工費です。特にありませんか。

[「ありません」と言う者あり]

- **〇植村 博委員長** では、続きまして22ページから23ページにかけて、7款土木費。 平田委員。
- **〇平田新子委員** 22ページの一番下の部分です。市の新設改良事業、これは千葉ニュータウン事業が 収束したときにURのほうからいただいたその分の事業費を、基金として蓄えている中から繰り入れ してということで財源の説明がありました。この分の事業費についてURからいただいた当初の想定 金額に対して妥当な金額で推移していると判断してよろしいのでしょうか。
- 〇植村 博委員長 竹田道路課長。
- **○竹田忠夫道路課長** お答えいたします。当事業費につきましては、企業庁からいただいた基金になっています。それで企業庁が行うこととしていた事業について、市が行うこととして負担金をいただいております。このことについては企業庁からいただいている当時の額でございますけれども、1億6,654万3,000円程度ございます。その中の対象事業といたしましては10カ所。そのうちの今回、根字大山口地先の企業庁からいただいた道路用地の中に残地分がありましたのでそちらを活用して歩道の整備を行うというものになっております。

妥当性につきましては、工事費においては537万9,000円を当時いただいておりますけれども、この中の範囲ということで妥当な金額というふうに考えております。以上です。

- **〇平田新子委員** ありがとうございます。
- ○植村 博委員長 よろしいですか。

ほかには土木費のところでございますか。

[「ありません」と言う者あり]

〇植村 博委員長 ないようでしたら、次に23ページ、7款4項1目都市計画総務費のところに行き たいと思います。ここは一部範囲でないところも入っているようなのですが、何かそこら辺で御質問 があれば。 [「ありません」と言う者あり]

〇植村 博委員長 よろしいですか。

それでは、次に歳入のほうに移りたいと思います。

10ページをお開きください。19款1項5目に行きたいと思います。

[「ありません」と言う者あり]

○植村 博委員長 よろしいでしょうか。

それでは、次に6ページ、上段の継続費の補正2表、ここの4款1項環境基本計画策定事業についてが出ております。この2表のところ、いかがでしょうか。

[「ありません」と言う者あり]

○植村 博委員長 ありませんか。

それでは、次にその下、3表の繰越明許費について、7款2項市道新設及び改良というところです。 ここについてはいかがでしょうか。

小田川委員。

- **〇小田川敦子委員** これは説明の中で令和2年3月下旬に完了予定が6月下旬に延長するためという 説明があったのですが、延長の理由についてお伺いします。
- 〇植村 博委員長 竹田道路課長。
- ○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。当該路線については、今、委員御指摘のとおりのことなのですけれども、近隣の農家の方、それから、事業を行っている方などと工事にかかわる調整をさせていただきました。まず、この場所については桜台小学校前で、現在、交差点改良を行っているところなのですが、そこに行きどまりになる市道がございます。ここのところについて、農家の方、これは梨農家でございまして、7月から10月の間は工事をしていただきたくはないと。それから、もう一つ、製本あるいは配送等を行っている業者がおりまして、11月から3月まではいわゆる忙しい時期となって配送関係がすごく混雑する時期なので、ここを工期の中には入れていただきたくない。そういったようなところから行きますと、この現場については4月から6月ぐらいで行っていただきたいということになりました。この調整の結果、今回の繰り越しをお願いするものでございます。以上です。
- 〇小田川敦子委員 わかりました。
- ○植村 博委員長 よろしいですか。

ほかには。

[「ありません」と言う者あり]

○植村 博委員長 ないようなので、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いますが、賛否を表明した後に理由を述べてください。 反対討論の方ございますか。 [「ありません」と言う者あり]

○植村 博委員長 賛成討論の方ございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○植村 博委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇植村 博委員長 ありがとうございます。起立全員であります。したがって、当常任委員会に付託 された議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここで席がえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時39分 再開 午前11時40分

- ○植村 博委員長 それでは、再開いたします。
- (5) 議案第15号 平成31年度白井市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- **○植村 博委員長** 日程第5、議案第15号 平成31年度白井市下水道事業特別会計補正予算(第1号) についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑については歳出から順に一問一答形式でお願いいたします。

初めに、歳出について質疑を行います。

5ページ、1款1項1目一般管理費からお受けしたいと思います。

[「ありません」と言う者あり]

- **〇植村 博委員長** ありませんか。質疑ございませんということであれば、次へ移ります。
 - 続きまして、歳入について質疑を行います。4ページ、2款1項1目。

平田委員。

- **〇平田新子委員** 1の下水道使用料ということで、現年度分も滞納繰越分もかなり金額的に減っています。この要因はどういうことなのでしょうか。
- 〇植村 博委員長 青木上水道課長。
- **〇青木元晴上水道課長** 特別会計のときには4月分、5月分の使用料金については歳入として出納整理期間がありますので入金することができたのですけれども、今回3月31日付で特別会計をやめて、

4月1日から新しく企業会計に変わるということで、その分の歳入を見込めないということで、この 補正という形をとらせていただいてございます。以上です。

- **〇植村 博委員長** 平田委員。
- **〇平田新子委員** 確認ですが、そういう会計上の仕組みが変化したということで、滞納者分の回収率 が下がったとかいうことではないのですね。
- 〇植村 博委員長 青木上水道課長。
- **〇青木元晴上水道課長** 委員の御指摘のとおりです。
- ○平田新子委員 ありがとうございます。
- ○植村 博委員長 ほかにはございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○植村 博委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いますが、賛否を表明した後に理由を述べてください。

反対討論の方ございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○植村 博委員長 賛成討論の方ございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○植村 博委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第15号は、原案のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- **〇植村 博委員長** 起立全員であります。したがって、当常任委員会に付託された議案第15号は原案のとおり可決されました。
 - (6) 議案第16号 平成31年度白井市水道事業会計補正予算(第2号)について
- **○植村 博委員長** 日程第6、議案第16号 平成31年度白井市水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

[「ありません」と言う者あり]

○植村 博委員長 ちょっと進め方がありますので。

初めに、収益的収入及び支出について質疑ございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○植村 博委員長 ありませんか。

次に、資本的収入及び支出について質疑ございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○植村 博委員長 次に、継続費について質疑ございますか。

[「ありません」と言う者あり]

〇植村 博委員長 ありませんか。それでは、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いますが、賛否を表明した後に理由を述べてください。 反対討論の方ございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○植村 博委員長 賛成討論の方ございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○植村 博委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第16号は、原案のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

「替成者起立〕

〇植村 博委員長 ありがとうございました。起立全員であります。したがって、当常任委員会に付託された議案第16号は原案のとおり可決されました。

- (7) 閉会中の継続調査について
- ○植村 博委員長 日程第7、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

〇植村 博委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、先ほど小田川委員が討論の途中で暫時休憩をいただきました。そのことについてお話を させていただきたいと思います。

小田川委員から、討論における発言の取り消しの申し出がありました。それを許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

〇植村 博委員長 異議なしと認め、発言の取り消しを許可することに決定いたしました。 以上で、きょうの都市経済常任委員会は終了といたします。ありがとうございました。

閉会 午前11時46分